



長野県報

3月21日(火)
平成29年
(2017年)
第2859号

目次

規則

長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(地域福祉課) 1

告示

人権・共生のまちづくり事業補助金交付要綱の一部改正(人権・男女共同参画課) 1

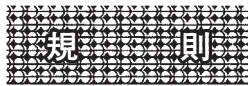
長野県社会福祉総合センターの指定管理者の指定(地域福祉課) 1

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課) 2

農作物等災害緊急対策事業補助金交付要綱の一部改正(農業政策課) 2

中山間地域特別農業農村対策事業補助金交付要綱の廃止(農業政策課) 2

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課) 2



長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月21日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第7号

長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

長野県福祉のまちづくり条例施行規則(平成7年長野県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第10条第3号を次のように改める。

(3) 独立行政法人労働者健康安全機構

第10条第5号を次のように改める。

(5) 国立研究開発法人森林研究・整備機構

別表第1の1の(2) 社会福祉施設の項中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

地域福祉課



長野県告示第137号

人権・共生のまちづくり事業補助金交付要綱(昭和62年長野県告示第48号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月21日

長野県知事 阿部守一

第12中「所轄地方事務所」を「所轄地域振興局」に改める。

人権・男女共同参画課

長野県告示第138号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県社会福祉総合センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成29年3月21日

長野県知事 阿部守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

ビジニナルグループ

(2) 主たる事務所の所在地

駒ヶ根市赤穂1019番地2

2 指定期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

地域福祉課